

## 審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	第1回松阪市北部学校給食センター整備事業事業者選定審査委員会
2. 開 催 日 時	平成29年1月16日(月) 14時00分～15時35分
3. 開 催 場 所	松阪市役所 5階特別会議室
4. 出席者氏名	委員5名 事務局 給食管理課 内山課長、横田主幹、久世主査 (株)エイト日本技術開発(アドバイザー) 清野、小泉、大西
5. 公開及び非公開	非公開
6. 傍 聴 者 数	—
7. 担 当	松阪市大津町1768番地1 松阪市教育委員会事務局給食管理課 担当者：内山、久世 電 話：0598-61-1155 FAX：0598-28-7312 E-mail： <a href="mailto:kyusyoku.div@city.matsusaka.mie.jp">mailto:kyusyoku.div@city.matsusaka.mie.jp</a>

### 協議事項

1. 事業概要について
2. 要求水準書(案)について
3. 提案書の評価方法について
4. 今後のスケジュールについて
5. その他

### 議事録

別紙

# 松阪市立北部学校給食センター整備事業 第1回事業者選定審査委員会 議事要旨

□日 時 平成29年1月16日(月) 14時00分～15時35分

□場 所 松阪市役所本庁5階特別会議室

□出席者

## 1. 委員

※松阪市情報公開条例第8条において、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、特定の者に不当に利益を与えるもしくは不利益を及ぼす恐れがあるため、選定が終了するまでは非公開としています。

## 2. 事務局

●松阪市教育委員会事務局 給食管理課

内山課長、横田主幹、久世主査

●(株)エイト日本技術開発(アドバイザー)

清野、小泉、大西

□次 第

## 1. 開会

## 2. 教育委員会事務局長あいさつ

## 3. 委員委嘱

## 4. 委員紹介・事務局紹介

## 5. 審査委員会設置要綱説明

## 6. 委員長・副委員長の選任

## 7. 議事

### (1) 事業概要について

ア. 事務局より、事業概要について説明。

### イ. 質疑応答・意見交換

委 員：資料3「松阪市北部学校給食センターについて」2ページの(3)「アレルギー対応食等の個に応じた給食提供」が一つの柱になっているが、もう少し具体的にご説明いただきたい。

事務局：現在、文部科学省や県からアレルギー対応についての手引が発行されているが、それに基づいて、個別対応食という形で、医師の生活管理指導表を提出いただいて、それに基づいて対応するが、基本的には除去食対応という形を考えている。現在提供しているものと同じ形式を想定している。除去食については、献立で1つの除去食を作るという方式は、昨年度の4月から導入しているとおり、この新センターでもその方式を採用することを考えている。

委 員：そのようなスペースを整備するのか。

事務局：部屋で区切った専用のアレルギー対応室を作り、個別に冷めないように容器に入

れてその個人に配送するという形を考えている。

委員：(2)「学校給食における食育の推進」で、「地域における食育推進の拠点として活用できる」とあるが、究極の目標は何か。

事務局：この施設を通じて、提供している児童・生徒や保護者の方はもちろんだが、地域の方々にも給食を試食していただく機会をつくったり、施設見学等も行うことで、給食や食についてより関心を持ってもらうような、地域に開かれた施設となるように考えています。また、三雲、嬉野地域は地場産物も多くある地域であるため、そういう食材を活用することや、その生産者の方との会議等もこの会議室等を使っていくような施設となるように考えている。

## (2) 要求水準書（案）について

ア. 事務局より、要求水準書（案）について説明。

事務局：次第の「要求水準書（案）」と「提案書の評価方法について」については、今回、協議をしていただき、修正したものを次回審査委員会の際にご確認いただく予定である。資料の分量が多いため、次回審査委員会までにご意見いただければ修正させていただきたい。

## (3) 提案書の評価方法について

ア. 事務局より、提案書の評価方法について説明。

イ. 質疑応答・意見交換

委員：具体的な審査の方法について、それぞれの委員が評価するのか全体で評価するのか、具体的な審査の方法の説明をしていただきたい。

事務局：具体的な方法については、各委員の方が採点していただいて、その平均値をもって点を決めていく方法もあるが、今回の事業では建設から、設計施工、管理運営まで幅広く、建設、衛生管理など評価項目が多岐に渡るため、基本的には提案書をもとに皆さんで一つの点を出していただくというような合議制での審査を予定している。

委員：審査が終了した後は市のホームページ等で公表していくということで良いか。

事務局：今回審査いただいた結果については、ホームページ等で審査内容や点数、審査の結果等の報告、公表させていただき予定である。その時点で、委員の皆様のお名前の公表を予定している。

委員：提案書の評価配点において、価格面の割合は4割か。

事務局：案として6：4としている。

委員：ケースによって異なると思われるが、例えばトータルで高い得点の提案が逆転されてしまうこともあると思うが、総事業の中でどのくらいの価格の逆転であれば契約していくのか。対外的に説明がつく金額的な設定が必要となるのではないか。

事務局：現在の評価方法、総合評価のやり方の場合、当然逆転が起こる可能性はある。その場合は良かった項目について評価の説明をさせていただきたくないと考えている。

委員：建設費用とランニングコストは、それぞれある程度の制限を設定するのか。それともトータルでの金額になるのか。例えば、建設費の費用をものすごく高くして、運営費をものすごく安くしたりすることはできるのか。その逆についてもあり得るのか。

事務局：建物で最初にお金を掛けランニングコストを安くするという提案も考えられる。また、建物については最低限の費用とし、その代わりに維持管理等に重きを置いた提案も十分考えられる。提案の金額については、トータルの金額という形で評価していただくことを考えている。

委員：金額についても重要だが、中身がどうかということが一番重視した形の審査を考えている。幾ら安くても内容が伴わないようなものであれば、高い得点はつけられないと思われる。

事務局：要求水準という形で最低限のものは示しているので、それにプラスアルファの部分をどう評価していくかが必要となってくる。現在、私どもの中ではなかなか専門的なことは難しくなるので、委員の皆さんには例えば今の価格と内容の審査の配点の割合などについて、他市の事例も参考にさせていただければと考えている。

委員：この配点はまだ変わる可能性があるのか。もしまだ確定していないのなら、どの段階でこの配点を変えるのか。

事務局：配点の割合はまだ確定しておらず、今の事務局案として、まだ協議をしている段階である。今後変わってくる箇所としては、特に評価項目の（ア）cの「地域経済・社会への貢献」の部分は、この事業に対して松阪市にどのくらいの貢献ができるのかという部分の評価で、現在は例としては6点にしているが、この数字でいいのか、もっと高い得点が必要なのかを事務局でも検討している。また、サービス対価の配点をどれくらいにするかということも、次の審査委員会では説明させていただきたいと考えている。

委員：その場でなかなか判断もできないので、例えばメールでも構わないので1週間や10日前など、事前に資料を渡していただくようなことができればありがたい。

事務局：了解しました。

委員：例えば、現在サービス対価の配点で6：4が7：3になった際に、金額的な部分のウェイトが下がるということになるが、その時にどのくらいの額の差で逆転になるのかという試算をお願いしたい。

事務局：はい。そのシミュレーションをさせていただきます。ご指摘いただいているように、6：4か7：3というのがほぼ基準と思われる。

委員会として考え方の確認をしていただくという形のもので、事業者の入札の関係の話の中で、この委員会で決定後、市の入札審査会にかけさせていただいて、市としての最終決定はそちらの方にさせていただく予定である。

#### (4) 今後のスケジュールについて

ア. 事務局より、今後のスケジュールについて説明。

イ. 質疑応答・意見交換

委員：第4回審査委員会のヒアリングはオープンでいいのか。

事務局：はい。

委員：どこかの会場を借りて市民も入るとのことか。

事務局：はい。

委員：仮に提案するグループが1グループであった際も公開プレゼンを行うのか。

事務局：はい。現在の予定としては、複数の提案があるのが一番いいが、仮に1つになった場合でも実施する予定にしている。市民の方々にもこういう場を少しでも知っていただければと考えている。書類だけで審査していただくのは難しい部分もあると思われるので、委員の方からご質問していただく予定にしている。

委員長：市民の方々からもご意見をいただくのか。

事務局：意見はいただかないで、傍聴だけと考えている。

委員：松阪市で初めての事例だと思うので、今回のことが慣例になってくるということもある。ただ、プロポーザルや設計になると、逆に技術者、委員長が公表されていないと来なかったりなど、ケースによって異なってくると思うが、逆に公表することによって業者さんが来たりということは、入札に業者として入ってくることはあるので、そのあたりちょっと理解しておかないといけないと思っている。

委員：次回の委員会で、入札のルールなど全てを決めて入札審査会へ出して、公募のための準備をするということでもいいか。

事務局：はい。この委員会としての確認をしていただきたいと考えている。

## (5) その他

### ア. 質疑応答・意見交換

委員：契約はどのような形で契約になるのか。契約の仕方の話だが、1位のグループと一旦、何か基本的な契約を結ぶのか。例えば、建設の企業、設備の企業、運営企業などと個別契約を結んでいくというやり方か。

事務局：資料3「松阪市北部学校給食センター整備事業について」の5ページに、「DBO方式の契約構造(例)」を図で示しているが、その中でまず、松阪市と提案されるグループである企業コンソーシアムと基本契約を結ぶことになる。その後、提案に参加されている各企業と契約を結ばせてもらう予定である。その中には、設計業務や建設業務、管理業務として幾らという金額もその中に含まれる形で契約を考えている。その基本契約に基づいて、それぞれの業者と個別の契約書を結ぶ予定である。個別の契約については、細かい内容まで記載した契約書を結ぶといった形のものである。要するに全体の大きな総括した基本契約が1つ、それに基づいて、それぞれ細かく3つか4つかまだ決まっていないが、企業コンソーシアムに含まれている各企業と結ぶ個別の契約が3つか4つくらいあるという形を考えている。これは姫路市で行われたDBO方式の契約書になっている。

委員：基本契約では全体の提案金額以上の金額は払わないが、企業コンソーシアムの中で金額の配分を変えていくということはあるのか。例えば、設備関係の金額が1億減ったので、建設関係の金額を1億でやりとりするということもあり得る

ような契約となっているのか。

事務局：建設関係の金額と設備関係の金額であれば、やりとりは可能と考えられるが、運営関係の金額とでは基本的にはないと考えている。契約を締結する前にある程度話が整理できて、入札する金額の中に納まるのであればいいとは思いますが、契約後に金額の変更は考えていない。

委員：基本契約の金額が最大の金額ということで、何らかの変更をもって基本契約の金額が膨らむということは基本的にはないということか。

事務局：はい。ただ、途中経過の中で例えば物価が変わるための変更などはあると思う。

委員：それは契約書の中で記載するのか。

事務局：はい。契約書案も事前に送らせてもらう。

委員長：給食施設について、資料だけでなく既存の施設をまた見学させていただければと思っている。もし、その他の委員でご希望があればどうぞ事務局にお尋ねください。

事務局：委員会としての視察というのは無理かと思うが、委員の方々から個別に事務局の方にご連絡をいただけるのであれば、いつでもご対応させていただきたい。

## 8. 閉会

(以 上)